

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令要綱

第一 本則

一 石油コンビナート等特別防災区域の表示は、令和四年四月一日における行政区画その他の区域等によりされるものとする事。
(第三項関係)

二 石油コンビナート等特別防災区域のうち、下松地区についてその指定を解除する等、所要の改正を行う事。
(別表関係)

第二 附則

一 この政令を公布の日の翌日から施行すること。
(附則第一項関係)

二 罰則の適用について所要の経過措置を定める事。
(附則第二項関係)

三 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)について所要の改正を行う事。
(附則第三項関係)